

青森県 むつ市漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和 7 年 9 月 2 5 日
協定認定日 令和 7 年 9 月 3 0 日

(目的)

第 1 条 本協定は、むつ市漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第 2 条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	青森県陸奥湾海域	マナマコ	小型機船底びき網漁業
(2)	青森県陸奥湾海域	マナマコ	刺し網漁業

(資源管理の目標)

第 3 条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

マナマコ 青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針（以下「青森県資源管理方針」という。）別紙第 3－2 3 に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第 4 条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、公的規制（青森県漁業調整規則、漁業権行使規則、なまこ雑けた網漁業許可の制限措置及び条件、なまこ固定式刺し網漁業許可の制限措置及び条件）を遵守することに併せ、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容	
	自主的管理措置	公的制限
(1)	1 ヶ月あたり 3 日以上のお漁日を設ける。	採捕禁止期間：5/1～9/30（青森県漁業調整規則）
(2)	1 ヶ月あたり 3 日以上のお漁日を設ける。	採捕禁止期間：5/1～9/30（青森県漁業調整規則）

(取組の履行確認に関する事項)

第 5 条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年 1 回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第 1 項の履行確認は、青森県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第 1 項の履行確認においては、前条の取組については、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとする。

	履行確認における証拠書類等
(1)	操業日誌、漁協仕切伝票
(2)	操業日誌、漁協仕切伝票

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第 6 条 全ての参加者は、漁業法（昭和 2 4 年漁業法第 2 6 7 号。以下「法」という。）第 3 0 条第 1 項、第 5 8 条において読み替えて準用する第 5 2 条第 1 項及び第 9 0 条第 1 項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を都道府県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県及び資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第 7 条 第 4 条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び青森県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、青森県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について青森県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び青森県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

- 第9条 第12条第1項の協定の管理に関する委員会（以下「協定管理委員会」という。）の事務局は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会の事務局が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会の事務局に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
 - 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会の事務局に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会の事務局が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

- 第10条 本協定の有効期間は、令和7年9月30日から令和11年3月31日までとする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

- 第11条 法第126条第1項の規定に基づき青森県知事にあつせんすべきことを求める決議は、参加者の3分の2以上の多数をもって行う。

(協定管理委員会の設置)

- 第12条 本協定を円滑に実施するため、協定管理委員会を設置する。
- 2 協定管理委員会の委員（以下「協定管理委員」という。）はむつ市漁業協同組合の役員とする。
 - 3 協定管理委員会の事務局は、むつ市漁業協同組合に設置するものとする。

(協定管理委員会の機能及び経費の負担)

- 第13条 協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。
- 一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその結果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において協定管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）
- 2 協定管理委員会は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
 - 3 協定管理委員会は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

(その他)

- 第14条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和7年9月30日から施行する。

(本協定の参加者) 別紙のとおり

(以上)